

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（緊急時対策所（指揮所）と代替緊急時対策所の接続に伴う変更）【2】」

2. 日時：令和4年5月24日 13時30分～15時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

関企画調査官、西内安全審査官、畠山安全審査官、中野安全審査官

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力建設部長◎ 他16名◎

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 川内緊急時対策所保安規定の確認事項リスト
- ・資料2 川内原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について「緊急時対策所（指揮所）と代替緊急時対策所の接続に伴う変更」
- ・資料3 川内原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について「緊急時対策所（指揮所）と代替緊急時対策所の接続に伴う変更」（補足説明資料）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁の西内です。それではこれから川内原子力発電所の保安規定変更認可申請緊急時対策棟に係るものを、のヒアリングを始めたいと思います よろしくお願いします。
0:00:13	それでは九州電力の方から、前回の確認事項に基づいて説明をお願いします。
0:00:22	はい。九州電力の井上です。本日資料、三つを用意しております確認事項リストということでナンバーワンからNo.4まで、記載した資料が1枚。
0:00:34	あとは審査会合案の資料概要説明資料としてパワーポイントの資料、あと補足説明資料一式をご準備しております。
0:00:42	説明に当たりましての確認事項リストのナンバー1から、一つずつご説明していきたいと思います。それでは確認事項リストをご覧ください。
0:00:51	ナンバー1ですけれども確認事項としまして連絡通路接続工事時の緊急時対策所機能移行手順について、
0:01:00	緊急所指揮所設置及び機能移行時の説明を参考に、設備面及び運用面の観点から説明することということで、今回補足説明資料の6に、前回の指揮所、
0:01:12	営業担当に資料追加しております。
0:01:15	補足説明資料6、通しページの150ページをお願いいたします。
0:01:21	緊急所の移行手順ということにつきまして一応緊急時対策所機能では常時欠かすことのできない機能でありますことから、増子緊急対策所指揮所から緊急対策所。
0:01:34	緊急時対策棟内への緊急時対策所機能の移行に当たりましては、緊急時対策所機能を維持した状態で移行する必要があります。
0:01:43	機能にあたっては設備面、使用前確認検査及び運用面、下位文書の改正であつたり周知、教育訓練の確認を行った上で実施することとしております。
0:01:55	H、下の方に行ってくださいまして設備面における確認内容というありますけれども、
0:02:01	今回の緊急時対策所遮へい連絡通路の設置並びに緊急時対策所非常用空気浄化ライン、及び緊急時対策所加圧ラインの延長等を行います。
0:02:11	この際空気浄化ライン及び加圧ラインの隔離弁を閉止した状態で緊急時対策所休憩所側へ配管の延伸工事を行います。
0:02:20	英語をして行うことで緊急時対策所指揮所の設備の機能を維持することとしております。
0:02:26	その後追設ラインを含めまして使用前事業者検査を実施することとしております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:32	次のページ、105 次通しページ 152 ページですが、運用面の確認内容ということで、
0:02:39	運用面の確認内容としましては、下位文書の改正周知、教育訓練等がございます。
0:02:44	保安規定の認可を受けた後、保安規定に基づく下位文書、例としまして非常事態対策基準、
0:02:51	の等の改正を行いまして、その内容について関係者への周知教育を行います。
0:02:56	具体的な例ですけれども、二重マルつけておりますが、非常事態対策基準、
0:03:02	上の丸が手順の変更を伴うものとして教育訓練を実施いたします。
0:03:07	緊急時対策所非常用空気浄化設備運転に係る手順の変更を例として挙げております。
0:03:14	二つ目の丸が手順の変更を伴わないものということで、通常の規定文書改正に伴う周知を行います。
0:03:21	こちらについては建屋名称の変更として緊急時対策所、カッコ指揮所から緊急時対策所、各緊急対策棟内ということで変更いたします。
0:03:31	これらの設備面、運用面での確認がすべて完了したことをもちまして適用日を定めて緊急対策所、各緊急時対策棟内を
0:03:41	運用開始する予定です。
0:03:43	A系文書Aは運用開始をもって適用することといたします。
0:03:48	また資機材が置いてありますけども防護具、飲料水等の資機材につきましては、緊急時対策所指揮所から、緊急時対策所、緊急時対策棟内への変更に伴う移動は、
0:04:00	発生しないということとなっております。
0:04:03	確認事項リストナンバー1 につきましてはこちらからご説明以上となります。
0:04:14	はい。規制庁西内です数も少ないので1 個ずつ切ってやっっていこうと思いますけど。
0:04:21	本件について何か規制庁から確認ありますか。
0:04:34	衛藤自分からですけど規制庁西内です。
0:04:39	衛藤。
0:04:44	まず、
0:04:47	前回の保安規定の時の審査資料をベースに作成いただいていると思うんですけど、
0:04:53	151 ページの方の設備面の確認内容の方ですけど、
0:05:00	これうん。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:03	今回の接続に関する工認の時の補足説明資料とかでもう1回説明はいただいているんですけど、これ具体的に
0:05:12	緊対所遮へいの連絡通路を設置するときに、
0:05:15	いわゆる遮へいバウンダリーとか、
0:05:20	機密バウンダリーっていうものをどういうふうに維持しながら工事進めていくんだっていう話も多分してたと思うんですよ。
0:05:27	で、そういう話も含めて、ワンパッケージとしてどういうふうに緊対機能を欠かすことなく移行していくんだっていう話をちょっとまずここにまとめて欲しいと思っています。
0:05:39	なので工認の時の補足説明資料とかを、
0:05:43	から、必要に応じて資料をまた抜粋して持ってきてもらえればと思いますけども、そういうまず資料構成で説明をして欲しいんですけどお願いしてもいいですか。
0:05:55	九州電力井上です。了解いたしました資料の方へセキ工認時の補足説明資料等を踏まえて追記いたします。以上です。
0:06:05	はい。特にですね、規制庁西内です特に
0:06:11	このまさにその遮へいバウンダリー機密バウンダリーをどう維持したままの緊対機能、この最終形に持っていくのかっていう話はそもそも許可の時にも審査会合とかでも結構話をしたと思いますので、そういうのも含めて最終的にこういうふうに移行しますっていう説明資料に整え、まず、
0:06:28	用意をして欲しい。
0:06:30	というものです。よろしくお願いします。
0:06:34	まず設備面は遮へい本だり気密バンドの話もありますけど、あとは必要に応じてこの加圧ラインの延長とかどういうふうにやんのとかですね、そういう話も含めて併せて説明を。
0:06:46	必要であればしていただければと思いますよろしくお願いします。
0:06:51	カワセイヌイノウエです。了解いたしました。
0:06:54	はい。規制庁西内ですその上です、
0:07:00	これはあれですねちょっと100652ページの方で運用面の方に行くんですけど、
0:07:09	手順の変更を伴うものとして、空気浄化設備の運転に係る手順の変更っていうのが出てくるんですけど、これはちょっとよくわかってなくて
0:07:21	この後、多分次のコメント、確認事項のところで、具体的に実際何が変わるんだって話があったと思うのでちょっとまずそこで説明聞いてちょっとこの部分

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	具体的何が変わるのかとかそういう話は次の確認事項で併せて確認をできればと思います。
0:07:36	なのでまずこの移行手順についてはさっき言ったような、今まで説明したことも含めて最終的にどう移行するんだっていうのがワンパッケージでわかるように説明をしていただくようにお願いします。
0:07:47	規制庁から他ありますか本件、
0:07:50	よろしいですかね。はい。
0:07:52	じゃあ、続けて九州電力の方でよければ、次の確認事項の説明を続けてお願いします。
0:08:01	はい。九州電力井上です確認事項ナンバーツーへ参ります。
0:08:07	確認事項としまして、今回の保安規定の変更理由が名称変更のみとなっているが、設備管理や運用の変更があると考えられるため、まず接続工事後にどのように設備管理や運用が変更になるか。
0:08:18	説明し、運用の変更あるものの、保安規定上は、名称変更のみであることを説明することということで概要説明資料にも追記することということになっております。
0:08:30	資料の反映としましては概要説明資料と補足説明資料 5 に新たに資料を起こしております。
0:08:38	概要説明資料につきましては、概要説明資料をご覧ください。
0:08:44	資料、右肩 2 ページ目になりますが、申請概要のところ赤字で追記しております。
0:08:51	読み上げますと保安規定においては緊急時対策所、カック指揮所から緊急対策所、各緊急対策棟内への減少変更であるが、緊急対策と休憩所の設置に伴う可搬設備の取り付け場所や、
0:09:04	手順等の変更について若井文書へ反映することとしている、そして明記しております。
0:09:12	続きまして補足説明資料、
0:09:15	後になります補足説明資料の右下通しの 142 ページをお願いいたします。
0:09:26	九州電力植原です。それでは補足説明資料 5 の方の 143 ページ、1 ポツ概要から説明していきます。
0:09:35	通す仙台原子力発電所においては、緊対所機能を緊対所指揮所から緊対緊急時対策所緊急時対策棟内に移行する計画としております。
0:09:46	具体的には、旧代替緊対所を要員の休憩室とします。また、本部執務エリアミーティングエリア多目的エリアが設置されている緊対所指揮所と休憩所が設置施設されている。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:59	休憩所等ですね、接続する連絡通路を新たに設置して気密性遮へい性の観点から、緊急時対策棟内として一体運用することを計画してございます。
0:10:10	この変更に伴う工事といたしましては、休憩所へ通信連絡設備を設置、エリアモニターの取り付け箇所を追加。
0:10:21	また遮へいを、指揮所分の遮へいは撤去。
0:10:25	換気設備の間配管の延伸、
0:10:29	下火災区域区画の変更。
0:10:32	こちらが工事としては発生します。
0:10:36	それに伴う運用が変更があるものを表 1 にまとめておりまして、
0:10:46	その各工認において、その設備等がどういふふうに変わっていったのこののを表に、
0:10:54	記載してございます。
0:10:58	表 1 はまとめたものですので表 2 から説明いたします。
0:11:04	145 ページです。
0:11:06	すべての説明は割愛しますが、例えば例としては、一番上の
0:11:14	原子炉を基冷却水サージタンク圧力、
0:11:17	これSAの予備機としての、圧力計の処置ですけども、こちらに関しましては、申請工認のときは、保管場所が代金となったものを、指揮者に変更したと。
0:11:31	いうことございまして今回では、その指揮所というのが、建屋名称が変更されたということになりますけども、
0:11:38	こちらに関しては、只野保管場所としての緊急対策所の機能になりますので運用自体は変更がありません。
0:11:47	で、保安規定についても、参事参加圧力というのは、建屋名称、保管場所とかいうものは、登場しませんので、
0:11:56	建屋名称を変更するのは社内規定文書のみということになります。
0:12:01	以下そういうふうまとめておりまして、
0:12:05	例えば
0:12:06	SPDS、
0:12:07	であれば、運用に変更はそもそもないんですけども、保安規定に建屋名称が書いておりますので、その建屋名称を緊急対策と指揮所から構内に変えると。
0:12:18	いった変更が発生するものでございます。
0:12:21	で、
0:12:23	運用が変わるものについてまとめたものが、144 ページの表 1 になります。
0:12:30	こちらについて、まず前回のヒアリングでご指摘のあった、通信連絡設備が一番上になりますけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:38	こちらは
0:12:41	既工認で代金省に設置していましたが、指揮所で一旦廃止したものを再登録と。
0:12:48	いったことになります。
0:12:50	保安規定においては、第 17 条の 5、資機材等の整備に、警報装置及び通信連絡設備に関する記載がある、あるんですけども、
0:13:00	建屋名称の記載がありませんので保安規定自体の変更はございません。
0:13:05	正しい休憩所に設備を追加するという運用変更がございますので、社内規定文書を変更するといったことになります。
0:13:13	エリアモニターについては、休憩所に取り付け場所を追加しますが、
0:13:19	こちら以降に関してこのすべての設備は保安規定に名称が、
0:13:25	載っておりますのでこちらについて名称変更、
0:13:29	の
0:13:31	適正化を行うということになります。
0:13:34	社内規定文書においては取り付け箇所が追加になりますので、その旨を社内規定文書で定めます。
0:13:41	換気設備加圧設備については、
0:13:46	保安規定においては手紙の変更。
0:13:48	社内規定文書においては、
0:13:50	電動弁が換気区条件の場合は、追加になりますので、その電動弁の操作、また加圧については、休憩所に手動弁が追加になりますので、その操作が発生しますので、手順を社内規定文書に追加します。
0:14:07	緊対所機能としては大枠で緊対所、指揮所から緊対所勤怠等に関わるんですけども、こちらについては、保安規定をこの名目で変更していると。
0:14:19	いうことで
0:14:20	設備に、の変更によってこの緊対所機能の変更という申請になってございます。
0:14:28	また、酸素濃度計二酸化炭素濃度計ですけども、こちらは使用場所が休憩所になりますので、社内規定文書にし休憩所を使用場所を追加すると。
0:14:39	いった分業の変更がございます。
0:14:43	戻っていただいて 143 ページの 2 ポツになりますけども、
0:14:47	総論といたしましては、接続工事において取付箇所や、ポツ、変更になる設備があるんですけども、本規定に記載している運転上の制限や操作手順、
0:14:57	2aの記載内容に影響するものではないので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:02	本申請においては設備を運用、保有する、建屋の名称変更のみになってございます。
0:15:12	説明については以上で補足、これに伴って、補足説明資料 2 の方も、適宜変更でございます。
0:15:24	例えば、
0:15:30	補足説明資料 2-4、右下 46 ページ。
0:15:35	等に
0:15:37	緊急時対策所の居住性確保にする対策という
0:15:42	ものがございませぬけども、こちらで酸素濃度計二酸化炭素濃度計で監視するという記載がございませぬので、
0:15:51	こちらにつきましては額基準の形状の変更。
0:15:54	というのが発生するというのでこちらについて記載を一部見直してございませぬ。
0:16:03	えっとご説明は以上です。
0:16:11	規制庁西内です。ありがとうございます少々町田でもいいですか。
0:16:58	原子力規制庁の仲野です。
0:17:00	それぞれの運用の変更について説明いただいたところについては内容確認いたしました。で、こちらの方でなんですけれども、具体的に電動弁の操作であったりとか、ラインの追加だったりとか、そういう、
0:17:15	言ったところについては、工認時に話があったかもしれないんですけど、具体的に図であったりとかもうちょっと説明が欲しいかなというふうに考えております。
0:17:27	あわせてなんですけど、
0:17:30	概要資料の方でも、
0:17:32	そういった具体的な運用の変更についての説明を追加したほうが説明性が高い、
0:17:39	あるのではないかと考えておまして、
0:17:41	例えば、今回保安規定の変更の中で、
0:17:47	先ほどの電動弁、追加であったりとかっていうのは
0:17:50	今回の工事において変更する部分で、割と事実的に大きな話だと思っておりますのでそういった内容についても、まず概要資料の全体図、今回、
0:18:02	説明、
0:18:05	ところが
0:18:06	わかりますっていう説明があった、をつけていただきたいなというふうに考えております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:18:18	九州電力ウエツハラです。
0:18:21	ご指摘の趣旨、おり理解しましたので概要説明資料に追加いたします。
0:18:30	原子力規制庁の仲野です。はい。それと併せまして、今概要説明資料の方に 変更する部分の代表として、
0:18:41	例えば右肩 2 ページのところですかね。緊対所の接続に伴う変更分として変 更の条文を 83 条だったりなんか 87 条だったりとかって言うふうに挙げていた だいてるんですけども、
0:18:56	こちらも、そうですね実態として変更がある部分とあわせて挙げていただいた 方がいかなというふうに考えています。
0:19:14	石黒井上です。
0:19:17	今確認いただいた数字で全部そちらからも確認ですが、2 ページ概要説明資 料の 2 ページ。
0:19:24	の部分については今赤字で追加したところ、
0:19:28	は変わらない条文をここにリストアップしたほうがよろしいという。
0:19:33	ご指摘でよろしいですか。
0:19:36	ですねすみませんちょっと言葉が足らなかったかもしれないですけど。
0:19:39	例えば、電源、
0:19:42	言い方、
0:19:43	2 ページのところ例示出してるもので続けて右肩 3 ページのところ、
0:19:48	代替電源からの給電ってところの項目があると思うんですけども、こうい ったものの変更点について今回だったら、深さキーが追加されてると思うん です。
0:19:59	そういったところの説明だったりとかって言うのを、先ほどの電動弁の操作だ ったりとかって言う項目と一緒に、何例か挙げていただいて説明していただく ということに、説明。
0:20:11	するような資料の構成にしていきたいなというふうに考えてます。
0:20:30	基準日の上で少々お待ちください。
0:21:04	九州大学の井上です。
0:21:06	すみませんもう一度確認ですが、
0:21:09	先ほどご指摘いただいた換気系の手順とかその辺を、図をもとにこう表現す る。それが下位文書の変更ですというのと、
0:21:19	今、3 ページは電源なんですけれども、この後に比 83 の 19-2 とかいう表表 の中に関係、
0:21:29	の設備があつたりしますけれども、保安規定上その関係の条文というのは名 称の変更だけで、社内規定文書上の手順が電動弁の追加に伴って、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:40	変更しますよというニュアンスで表現すればよろしいでしょうか。
0:21:46	原子力規制庁ナカノですはい。今お話いただいた通りで保安規定上は名称の変更だけれども実態上こういうふうになっているよっていうような内容も併せて盛り込んでいただければと思います。
0:21:59	九州電力の井上です。ご趣旨理解しました資料へ反映いたします。
0:22:08	規制庁西内ですけど。
0:22:11	ちょっと今仲野が言った話にもかぶるんですけど、確かこれは他の私前回のヒアリングの時に、これ概要説明資料とかにも追記してくださいねそういうふうに説明してくださいねって話はしてたと思うんですけど、
0:22:24	結局今、概要説明資料と言いながらもですね、結局何が変わるのっていう話が今、右肩 1 ページ目の通路、
0:22:35	を繋いで、休憩所を新設しますっていうこの説明しかないですね。
0:22:40	で、まず、実態として何が変わるのかっていうのが、まず、
0:22:46	ここにいる例えば私とか公認審査してたので、これだけの説明でわかりますけど、果たして山中委員とかも含めてですね概要説明で多分これし、これ審査会合でこの概要説明資料使って説明することをイメージしてると思うんですけど。
0:22:59	多分概要説明としてが概略過ぎて、ちょっとまず何をするのが全然わからないっていうのが多分スタートだと思うんですね。
0:23:08	なので、例えばですけど、
0:23:11	審査資料の方とかでも、
0:23:14	ちょっと待ってくださいね。
0:23:19	審査資料の右肩 100、右下 149 ページ目のところとかで、具体的に今回休憩所等、連絡通路を接続することに伴って、例えばこういう設備上の変更ありますっていう概要概略図とかつけてもらってるじゃないですか。
0:23:37	例えばこういうものとかを使って説明をします、
0:23:41	連絡通路と休憩所を追加しますっていうだけじゃなくて、その具体的にどういう設備を追加するのか、例えばそういう、その設備の追加に伴ってどういう運用が追加する、されるのか。
0:23:52	というようなセンスをまず最初に説明してもらわないと、多分まず頭に入ってこないかなあと。
0:24:00	っていうふうに思っているのもまずこの概要の部分の、ちょっとその充実っていうのはした方がいいのではないかっていうのが一つですね。
0:24:07	で、その上で、今仲野が言ったようにこの 2 ページ目以降で具体的に保安規定変更認可申請の内容に入って説明をされてますけど、
0:24:18	例えば今代替電源からの給電を例示として挙げてますけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:22	そもそもさっきのそちらからの説明だと、代替電源設備の給電ってそもそも運用の変更を行う設備とかでそもそも何かあれですよ登場しなかった設備ですよ。
0:24:34	なので、それを例示として説明することが果たして、
0:24:39	適切なかどうか、っていう観点で必要があれば見直してくればいいのかというような内容と理解してもらえればいいのかと思いますけど。
0:24:49	私の言ってる内容って伝わりますかね。
0:24:54	はい、井上です。まず、実態として、どういう設備が追加になって、どういう運用の変更になっていくんだっていうのも踏まえて、保安経常
0:25:04	同じようなその設備に対して、保安規定上建屋の名称変更だけなんだけど、規定文書上できちんと運用の変更というのは、反映していきますと。
0:25:14	いう設置許可、設工認を踏まえてどういう変遷があって、どういう形になろうとしてるっていうのをもうちょっと具体的に記載していこうと思います。
0:25:23	合わせて3ページ以降の例についても、
0:25:26	この運用が変わるものに対して保安規定どうだという比較が来やすいような形に変更しようと思います以上です。
0:25:37	はい。規制庁西内ですよろしくお願ひします。そんなに大幅に新しいものをつけるというよりは、今まで各許可工認あと保安規定の、今までヒアリング、
0:25:48	出してもらってる資料の中で十分多分そのエッセンスって割と散りばめられていると思っているので、それを正しく説明してもらえれば概要資料としてはいいのではないかというだけの話ですので、
0:25:58	ちょっと概要資料の構成についてはそちらの方でまた、今の話を踏まえて1個いただければいいのかと思います。
0:26:05	衛藤。
0:26:06	ちょっとその場で1個だけ先に確認したいんですけど。
0:26:09	今さっき仲野から、大体人間の、世代電源の負荷先、いわゆるSAのときの、
0:26:17	SADBとして甘さSAか、SAとしての電源の給電先とかは変更になるよねっていう話は確認したと思うんですけど。
0:26:27	はい。一方で、審査資料の144ページのところで、その給電系統が何か、どこでも読めないのはこれ何でしたっけ。
0:26:44	九州電力井上少々お待ちください。
0:27:39	九州電力の神谷です。先ほどご質問がありました電源系統に関してなんですけども、
0:27:46	この規程上で記載があるような共通系統というところには特段変更はありませんので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:53	先ほど 40、144 ページのところには、変更、
0:27:59	内容としては、記載してないという状況になります。
0:28:03	以上です。
0:28:06	規制庁西内です。例えばなんですけど、
0:28:10	まさにパワポの 3 ページ目でこれは例示してもらってる部分ですけど、
0:28:15	SA設備のLCOの中で緊対所の大連代替電源設備からの給電として、
0:28:22	緊対所発電機車による電源系が動作可能である古藤っていうふうに書いてあると思っていてこの時の電源系っていうのはいわゆる系統間負荷、
0:28:32	までの系統をすべて含むことだと理解してるんですけど。
0:28:38	今回、連絡通路とあと急傾斜の方に、いわゆる電源系もこの
0:28:45	発電機車からの給電系統も多分延伸している形だと理解をしていて、あれでしたっけ、DBの範囲でしか使わないっていうことだったんですでしたっけ。
0:28:55	一方で例えば火災防護設備の給電の負荷とか、あとは、まさに
0:29:05	電動弁ですかね、換気設備の電動弁。
0:29:10	要は休憩所にある電動弁とか、
0:29:12	そこら辺って、この 9 電の先にあるんじゃないかなって思ってたっけ。
0:29:17	そういう意味ではまさにこの系統の部分に関係するところで系統の変更はあるけど、ただ結局名称変更が止まるんですってそういう流れかなあと思いましたけど。
0:29:27	この電動弁とかってあれでしたっけ。直接こっちから持って、電源車から持ってこないんですでしたっけ。
0:29:36	一緒電力の組合です。まず
0:29:39	緊対所の休憩所側、
0:29:42	に
0:29:44	おきます電源盤関係は特段、SAに関係ない負荷になっておりまして、
0:29:53	給電は
0:29:56	発電機の給電につきましては、
0:29:59	特段起伏ではないという状況なってます。で、先ほどちょっと後半の方にありました、電動弁につきましては、
0:30:09	色調側にある電源盤に給電。
0:30:13	しまして
0:30:15	色相にある電源盤から直接ケーブルは延伸している状況。
0:30:21	にはなるんですけども、特段電源として、
0:30:27	操作が追加になるようなことではないので、運用と、
0:30:31	に変更ないという、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:33	ということで考えております。以上です。
0:30:38	規制庁西内です。
0:30:41	衛藤。ちょっと今話を聞くと、後半まさにだ電動弁にちょっと絞って話すとですね。
0:30:47	これまず電動弁って、SA時も使うものですよ。それはイエスで大丈夫ですか。
0:30:55	九州電力の神谷です。その通りです。
0:30:58	はい。規制庁西内です。
0:31:01	まさに敷小の方から、ここの電動弁に給電するだからまさに発電機から給電をするわけですよこの手の弁に、それもイエスで大丈夫ですか。
0:31:16	九州電力の神谷です。はい、問題あり、間違いありません。
0:31:19	はい。規制庁西内ですけど、であれば、今まさに 83-99-1 で挙げてるLCOの発電機による電源系っていうものの中に、
0:31:34	この形。
0:31:35	まさに発電機だけじゃないですよ。これ負荷までの系統を含めて全部含むんじゃないかと思ったんですけどこの考え方って。
0:31:50	九州電力の神谷です。
0:31:54	仙田委員。
0:31:55	ダイド一の指揮所側のちょっと保安規定の時に、その電源系がどこの範囲までかというところの範囲でいきますとコントロールセンターまでを、
0:32:08	指しております、
0:32:09	この電動弁がコントロールセンターからカットするというコントロールデータの二次側の負荷になって、
0:32:18	しておりますので、んなっておりますので、
0:32:21	ここでいう共通系と電源系統。
0:32:24	とはまた別の範囲。
0:32:26	なるというふうに考えております。規制庁西内です。理解できましたので、そうすると、いわゆるルー、電動弁、菌田コントロールセンターから先は、いわゆる電動元電動弁の健全性の確認の内数に含まれていくっていうその電動弁側の、
0:32:44	弁側の確認の方に含んでいくってそういう理解をすればいいんですかね。
0:32:50	九州電力の神谷です。その通りです。利用できました。規制庁西内です。理解できましたので、
0:32:57	そうすると、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:58	さっきのナカノの確認の時には 83 条の 19-1 の代替電源のところも、実際ちょっと名称変更だけど、中身変わってる部分あるよね。
0:33:09	ていう話があったと思うんですけど、ただこの 83 条の 19-1 の関係でいうと、中身も何も変わらないっていうのが実態という古藤と今理解をしたんですけどそういう理解をしていいですか。
0:33:25	九州電力井上です。おっしゃる通りで、83 の 19-1 については下位部署を含めて、2 行目も何も変わらず名称の変更だけということで今後、この
0:33:35	例に挙げてる部分をですね、一般規定に変えた方がちょっとわかりがよいのかなと思っております。以上です。規制庁西内ですまさに私が言いたいことを言ってくれてありがとうございます
0:33:46	そういうことかなと思いますのでちょっと概要を説明。審査資料には漏れなく説明されてるのでいいんですけど概要説明として、資料作る際にはそういうところを念頭に置いて説明をいただければと思います。
0:34:00	他に規制庁側からあと実態確認したい部分とかありますか。
0:35:03	規制庁西内です。ちょっと追加でもちょっとだけなんですけど、
0:35:08	今まさに話をしていた電動弁の部分ですね。
0:35:13	換気空調設備の電動弁の部分ですけど、
0:35:17	これちょっとまず、審査資料にもよければ、
0:35:21	まずこの 9 空調設備の図面的なもの、あと電動弁とかランプ下下の位置がわかるようなものはちょっと追加をして欲しくてですね。
0:35:33	これ確か工認の時にも 1 回何かポンチ絵みたいなもので説明をいただいてたと思うんですけど、ちょっとあれはまず入れて欲しくて、
0:35:40	その上で、
0:35:42	今ここで言っている電動弁って、休憩所の中にある、まさに
0:35:47	出口弁みたいな部分のこの話だと思うんですけど、この電動弁って、通常時若井でしたっけ。
0:36:01	要は具体的にこれ操作等が発生するって言ってるんですけど、まさに換気空調設備のファンを起動するタイミングでこの電動弁も、例えば手で、
0:36:12	かいい操作をするのか、例えば遠隔操作で開操作するのかとかそういう部分をちょっと確認したかったんですけど。
0:36:21	九州電力、原です。
0:36:23	こちらの電動弁につきましては、
0:36:28	緊急時対策棟の指揮相の方の間操作盤。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:32	の方で遠隔操作するといった弁になりましてそのときの換気の状態によって、通常換気の状態によってこの弁がどうするかどうかっていうのは決まってくるんですが、基本的に緊急時対策棟は、通常時の換気を行っておりますので、
0:36:54	はい。のまま。
0:36:56	ていうところが、通常になるかなと思います。
0:37:00	以上です。
0:37:04	規制庁西内です。まず識者の方にある操作盤から造作をするっていうことは理解しましたので、
0:37:12	その上でですね。
0:37:14	ちょっと後半の説明がよく理解できなくて、
0:37:20	なんか、
0:37:21	状態に応じて操作するっていうようなニュアンスのお話をされてたと思うんですけど。
0:37:28	もう1回その後半の方だけお願いしていいですか。
0:37:33	九州電力原です。菅空調系につきましては、完全に換気空調系が停止している状態であれば、基本的には隔離弁を閉止しておりますので、
0:37:44	その状態から立ち上げる場合は、はい。その状態で電動弁が遠隔操作により開動作します。
0:37:51	ただ、そんな時にも、通常換気を行っているのであれば、
0:37:57	その弁は開状態と。
0:38:01	そうです。
0:38:02	規制庁西内です。そういう意味でいうとあれですね
0:38:06	必ず、要はノーマルクローズみたいな形で必ず通常近いとか通常閉とかそういう状態のものじゃなくて、適時状態は変わっていくので、そうするとあれですかねその具体的に追加する手順をさらに規定文書のほうに追加する手順についても、
0:38:20	その換気空調設備をまず勤怠立ち上げる時にも起動していると思うんですけど、
0:38:25	そのタイミングで休憩所の方の電動弁の弁状態の確認みたいなものが入るイメージになるんですかね。
0:38:35	九州電力、原ですおっしゃる通りでございます。規制庁西内です理解できました。ちょっとそこら辺がもう少しわかるようにちょっと審査資料の方を拡充いただければと思うんですけどお願いしてもいいですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:50	九州電力ウエツハラです。電動弁の状態が起動時に開状態であることっていうのが具体的に追加されることになると思いますのでそちらについて社内規定に
0:39:01	記載しますということ、概要説明資料に記載する形で、
0:39:05	ご認識やってますでしょうか。
0:39:07	規制庁西内ですイエスで大丈夫でその際に簡単な、工認時にもつけてもらったようなポンチ絵みたいなものをつけていただけると大変理解に理解がしやすい資料になるかなと思います。
0:39:23	九州電力、原です。承知しました。換気系とあわせて加圧系の手動弁の操作もありますのでそちらについてもポンチ絵をつけてご説明することになります。以上です。
0:39:35	規制庁西内です。まさにその手動弁の話、話を次確認しようと思っていたのでそれもあわせて節
0:39:42	審査資料で充実していただければと思いますよろしくお願いします。今あれです、加圧設備の方の話をしてます、手動弁の話って。
0:39:50	九州電力佐田です。おっしゃる通りポンベ加圧を行うときに最終的に休憩所の弁を開けますので、そちらの手順の話でございます。
0:40:01	はい。規制庁西内です。ちょっと1個だけ先に確認してきたかったのが、これ換気設備の、この休憩所までの系統と、加圧設備の空気設備、休憩所までの系統って、
0:40:13	これ結局共通じゃなくて別なものでしたっけ。
0:40:18	九州電力原です。別の系統でございます。
0:40:23	わかりました工認のときの資料ちょっと私の自分の方でも見返しておきますけどちょっと審査資料にもそれがわかるように拡充をお願いできればと思いますがよろしいですか。
0:40:38	九州電力、佐田です。そうしました、先ほど西井さんがおっしゃられた、149 ページ目。
0:40:47	ポンチ絵には、ファンのラインとポンベのラインが独立して書いてございますのでこちらの方でも理解できるかなと思いますし、ラインについては補足説明資料、工認の時に出したポンチ絵がありますのでこちら、
0:41:00	つけて概要説明資料を充実いたします。以上です。規制庁西内です。確かにこのポンチ絵でも書いてましたね失礼しました。ちょっとあとはそもそも弁がどこについてのとか手動とか遠隔、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:41:15	電動とかそういう話も含めてちょっとわかるものとして購入の時にあればいいかなあと思ったというところでした。事実関係はわかりましたので、審査資料の拡充だけお願いします。
0:41:29	はい。
0:41:35	そうですねこころ辺はそこくらいですかね。
0:41:41	はい。ちょっとまた何か例を最後にまとめてお聞きしますが、他規制庁はとりあえずここまではよろしいですかね。
0:41:47	はい。
0:41:48	すいません九州電力の方次の項面、確認事項ナンバー3ですかね続けて説明をお願いします。
0:41:57	はい。九州電力の井上です。続いて確認事項3ですけれども、ちょっと同じ資料値になりますので3と4、まとめてご説明したいと思っております。
0:42:08	まずナンバー3ですけれども、保安規定第59条に、アニュラスの負圧管理を規定しているが、緊待所のLCO設定箇所には該当外規定がありません。ニュアンスは仕入れ扉を含めて負圧維持に必要なため主を設定されていると思うが、
0:42:22	緊対所の居住性の確保と主園では、シール部の重要なパーツであるため、緊対所LCOを設定する必要がない旨を説明することということで、補足説明資料4にLCO設定が不要な理由を追記してございますのでご説明いたします。
0:42:37	あわせてナンバー4ですが、
0:42:39	夏の接続工事後の緊対所の加圧試験の実施頻度をこれまでの実施頻度も含めて説明することと、
0:42:46	またアニュラスのOA限界のアニュラスシールに行っている負圧試験を具体的に説明することということで、こちらも同様に補足説明資料4を改めて立ち上げておまして、
0:42:56	連絡通路接続工事後の緊対所の加圧試験の実施頻度を、これまでの実施頻度も含めてご説明差し上げます。また現在のハヤシに行っている負圧試験を具体的に、
0:43:07	ご説明をいたします。
0:43:10	というところで、足セキネ資料4としまして、
0:43:16	ステージ右下の、
0:43:19	135ページをお願いいたします。
0:43:22	ちょっと順番前後しますがまず、ナンバー4の回答からご説明いたします右下139ページをお願いいたします。
0:43:32	九州電力の工場です。それでは、ナンバー4の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:37	資料で、
0:43:39	サイトを開けていただきますし、
0:43:47	まず、
0:43:51	定期事業者検査、2 ポツ 2 の項目に、今回の
0:43:56	指摘事項の回答を対赤字で整理させていただいております。緊急時対策所全体を把握する試験につきましては、こちらはすみません、
0:44:07	前回ヒアリングでは 1 サイクルに 1 回を計画しているということで口頭で説明しさせていただいた、いただいたんですけども、こちらについては、1 年に 1 度ということで、今回資料を作成する上で、
0:44:20	修正しております。
0:44:22	1 年に一度実施し、接続部終了後水が入りできていることを確認する。
0:44:27	本体は動作材に終了しようし、1 サイクルに 1 度の負圧試験、こちら負圧試験として、どういうものかやってるかと言いますと、ファンを起動し負圧が維持できるかを確認する試験、
0:44:37	を実施して機能維持を確認してるアニュラスシール。
0:44:41	と同様の管理方法であるという旨を追記させていただいております。また従来運用していた代替緊急時対策所においては 1 サイクルに 1 度の加圧試験を実施していたということで、これまで実施していた、
0:44:53	加圧試験の内容について記載をさせていただいております。あわせて 2 ポツ 3 の長期点検の方に、ガイドン
0:45:02	に記載させていただいておりますけれども、
0:45:05	アニュラスシールの外観点検について、A、
0:45:08	どのようなことをやってるかということにつきましても、追記をさせていただいております。上から 3 行目のところで、外観点検としては、目視または就職により、亀裂等損傷の有無を確認する点検を実施しているということで追記をさせていただいております。
0:45:25	あわせて前回のヒアリングの際に、金辻田イソノ現在運用している所ですね、こちらの方の権限頻度についても説明させていただいたんですけども
0:45:35	緊急時対策所の指揮所が、今年の 11 月に運用開始しておりますがまだ
0:45:41	定期事業者検査の方を実施しておりませんでしたのでこちらにつきましては、まだ次、実施しておりませんという旨、修正訂正をさせていただきます。
0:45:51	今回の
0:45:53	計画としましては、1 年に一度実施していくということで資料の通り、計画をしてございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:01	リストの 41 という説明は以上でございます。続きまして 3 の方の説明をさせていただきます。
0:46:08	92 部井上です。ナンバー3 の説明して参ります。補足説明資料右下 140 ページをお願いいたします。
0:46:17	また赤字で書いておりますけども、4 ポツのアニュラスの有収設定の相違についてということでまとめております。
0:46:25	本規定審査基準によりますとLCOの設定については以下の通り定められております。これ、0102 という数字はちょっと出てこないんですけども、1 度、わかりやすいように付番しております。
0:46:38	①発電用原子炉施設の重要な機能に関して安全機能を有する系統及び機器、重大事故対象設備、特重を構成する設備を含む等について、運転上、運転状態に対応した運転上の制限、いわゆる仕様という。
0:46:54	主をいたしいないことの確認、サーベランスの実施方法及び頻度、停止を逸脱した場合に要求される措置、要求される措置並びに要求される措置の完了時間、
0:47:06	AOTが定められていること、という状況でございます。
0:47:10	②なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件またはその他の設計条件を満足するように定められていると。
0:47:19	いうことで延期されております。
0:47:21	このうち、①発電用原子炉施設の重要な機能につきまして、
0:47:26	アニュラスは設計基準事故対処設備としての重要度が高い設備であるためLCOの設定対象となっております。
0:47:35	また、保安規定変更に関わる基本方針によりますと、基本設計が要求する事項についてLCO設定を行うこととしておりまして、
0:47:45	具体的には、原子炉設置変更許可申請において行った安全解析の前提条件その他の設計条件ということで、これを具体的に言いますと、重大事故等対策の有効性評価に係る成立性確認で行った。
0:48:00	解析上の時間、または技術的能力審査基準等の適合性確認を行った、確定時における所要時間、自然災害に対する設計方針として示された設定値、
0:48:11	過去時間距離等を指してございます。
0:48:15	次、次のページお願いします。
0:48:17	この方針に基づきましてシール部扉等の関数を含めた、アニュラスとして、安全解析の前提条件、
0:48:26	これ原子炉冷却材喪失時におきまして 10 分以内に負圧を達成ということを考慮したLCOの設定を行っているものになります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:35	一方緊急時対策所につきましては、災害同時審査においてすべての重大事故と代表設備をLCOを設定することとしましたので、重大事故等対処設備に位置付けられる緊急時対策所を構成する設備について、
0:48:51	現状LCO設定を行っております。
0:48:54	緊急時対策所につきましては設置許可基準規則の解釈及び技術基準規則の解釈におきまして、居住性の確保として、
0:49:03	緊急時対策所の居住性が確保されるように、適切な遮へい設計及び換気設計を行うこと。
0:49:09	及び対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないことが定められております。
0:49:16	ちょっと前に説明しました保安規定審査基準によりますと、LCO設定にあたっては、②LCO等は許可を受けたところによる安全解析の前提条件またはその他の設計条件を満足するに定められていること。
0:49:30	と規定されていることから、緊急時対策所に対しまして、設置許可基準規則及び技術基準規則による要求はあるものの、
0:49:38	安全解析の前提条件またはその他の設計条件、
0:49:42	これは重大事故等対策の有効性評価に係る成立性確認で行った解析上の時間等になりますが、これに該当しないということから、アニュラスと同じようなLCOの設定というは行っておりません。
0:49:57	また、本変更に係る基本方針におきまして緊急時対策所の遮へいの寸法、厚さにつきましては、設備設計建設段階で担保し、建設時の状態が維持されていることを、
0:50:10	保全計画に基づく点検により確認、ひび割れ等の有無等を確認するものでありまして、建物の壁等については運用による厚さの変化や、
0:50:20	補償により機能喪失するものではないことから、LCOを設定して運用管理する対象としない。
0:50:26	記載されております。
0:50:28	今回の接続部シールについても、保護カバーを上を設置しまして、シールの耐環境性をより向上させるとともに、巡視点検や外観点検等、
0:50:38	保全計画に基づく点検を実施していく観点から、
0:50:42	これらの壁の遮へいと同様の設備と整理できますので、後の設定は行っておりません。
0:50:49	この考え方につきましてはシール部の有無に引っ張らず、貫通部や扉がある、現状の緊急時対策所指揮所でしたり、従前に運用していた代替緊急時対策所と、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:00	同様の考え方であるというふうに考えております。
0:51:03	ACE確認事項のNo.3No.4 続けてご説明しました。こちらからの説明以上となります。
0:51:15	はい。規制庁西内です。江藤。じゃあNo. 3 何倍をまとめて規制庁側から何かありますか。
0:51:23	原子力規制庁の仲野です。シール部についての説明の点で何点か確認させていただきたいと思います。
0:51:31	まず
0:51:35	確認
0:51:36	事項。
0:51:37	4のところはですね現状の計画だったりとかってというのは、説明いただいたので確認させていただきました。ナンバー3のところですね。
0:51:48	萩谷数とのLCO設定の相違のところについてお話を伺いたいんですけども。
0:51:54	まず、140 ページのところからなんですけれども、保安規定審査基準のところを読み出して、上げるについてはその達成っていうのが安全解析の条件になっているっていうところで、
0:52:08	grassと元対象の豊松鹿野田崎店の達成っていうのは、町内の話であるというところはい、理解
0:52:16	しました。
0:52:17	なんです、
0:52:19	その中で資料中に丸2で記載されているところですかね、LCO等は許可を受けたところによる安全解析の前提条件またはその他の設計条件を満足するように定められていることっていうところを、
0:52:32	141 ページの中段ですかね、およんでLCOの設定を行っていませんよっていうところが記載されているんですけども、この条文自体はそのLCOを設定するにあたっては、
0:52:44	安全解析とかの条件と、層が起きないように設定するべしというふうに解釈しておりますので、私としてはこちらの記載、
0:52:56	LCOの設定を行っていないっていう理由の理由づけのところに、呼び出すのはちょっと不適切なんではないかなというふうに考えていますが、
0:53:07	いかがでしょうか。
0:53:17	吸収エネルギーの上です。①、②と書き分けておりますのが趣旨としましては①に対してはLCOの設定等を行いなさい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:27	0についてはそのLCOを設定するものについては、こういう解析の条件になっているものの、内容が、考慮されたものであることというふうに理解しております。
0:53:38	0一井につきましては緊急時対策所としては、SAとして要求といたしますか、重大事故等対処設備としてキツ位置付けられておりますので、
0:53:48	そのものがですねLCO設定の対象。
0:53:52	あとはならない、そのアニュラスみたいにですね空間としてなるかと言われることにはならないのではないかという考えの反面
0:54:02	一番LCO設定という形になるとしてもですねこの②の解析条件というものにしたらちょっと当たってないので、アニュラスと同様に扱うことは適切じゃないかという表現にしているところです。
0:54:16	課長わかりにくいかもしれませんが以上です。
0:54:20	原子力規制庁の仲野です。はい。①のところですね解析の条件に入っているかどうかというところで、そのアニュラ数と、あとはその金対象の機密性の部分で、今回あれば陽圧化のところですかね。
0:54:34	が違うものであるっていうところは、はい。理解いたしました。私のそうですね、発言の趣旨としましては、その02のところをもっていうところは
0:54:46	今回の説明上は適用されないんじゃないかなっていう、ちょっと部分的なところではありました。
0:54:53	なので説明するのであれば①の部分だけで説明し切れるのではないかなというふうには考えています。
0:54:59	他にいかがでしょうか。
0:55:05	ヨシダフクイノウエです少々お待ちください。
0:55:46	吉住井上です。ちょっと①でき140ページを参照すると、①だけでも、アニュラスと同様の設定の必要性はないという説明ができるかと思えますもう少しちょっと。
0:55:58	記載飯野四方についてはこちらで検討して修正いたします。以上です。
0:56:06	原子力規制庁の仲野です。はい、承知いたしました。
0:56:13	規制庁西内ですけど。
0:56:15	今の部分のやりとりは多分ですけど、多分お互い何か説明したいポイントが違うのかなあと思っていて、こっちが最初に頭たのはなぜLCO設定してないんですかというその部分の問いですよ。
0:56:30	何かシールをLCO設定するかどうかという問いを多分、前回の確認では投げかけていたと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:36	で、それに対してさっきの井上さんの説明だと、LCO設定したとしても、ちょっと安全解析とかやってないから何もなんか定めるものがないんですけどっていうのが②の説明ですよ。
0:56:50	という感じで、なんか若干井上さんの説明が先に進ん古崎の話をしちゃっていたから何かすれ違ってるかが出てただけで、そういう意味ではLCを設定するかしないかっていう話で言えば①の部分の話が、
0:57:04	要は直接的な、まずここまでの話でいうと直接的な部分じゃないですかっていう確認だったと思うんですけど、それはイエス、同じ理解で大丈夫ですかねそういう意味で言うと、
0:57:16	九州電力井上です。今おっしゃる通りです。以上です。はい。規制庁西内です。であればさっき仲野が言ったように①の部分が結局集の部分なのでちょっとその説明を
0:57:29	なんて言うんですかね。
0:57:31	いろいろその先の話までいろいろちいで守られてる感じがするので、ちょっとまず、確認したいことに対するの回答を、すっきりまとめて欲しいっていう話だと思います。
0:57:43	和泉井上です。了解いたしました。
0:57:54	原子力規制庁の仲野です。そうしましたら続けてなんですけれども、LCO設定の相違のところについてPDFの141ページのところの下段の部分ですね。
0:58:06	緊急時対策所の遮へいの寸法等同様に考えるところについてお話を伺いたと思います。記載いただいているところについては、その保安規定の変更に
0:58:17	基本方針のところに書いてある。
0:58:20	緊待所の遮へいの寸法については、設備設計建設段階で担保して建設時の状態が維持されていることを保安規定に基づく点検により確認するものであり、
0:58:30	運用による厚さの変化や、故障により機能喪失するものではないから、LCO設定として運用管理する対象としないっていうふうに記載されていて、こちらの方、
0:58:40	こちらの部分を確認した上で記載していただいていると思うんですけども、
0:58:45	私の方で
0:58:47	設計の
0:58:50	認可のところの資料をちょっと確認したんですけども、緊急時対策所の遮へいについては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:56	例えばコンクリー等を、緊急時対策所の建物と一体として、朝、60センチから70センチの遮へいとして使っているっていうものだったと記憶しております。
0:59:09	で、こちらと今回のINSのシールの部分を考えると、
0:59:15	片や遮へいの部分については、もうほぼコンクリートの、一面のものに対して、今回のシール部分っていうのは、取付ボルト等押さえ金具によってシール材を固定しているもの。
0:59:28	っていうもので、ちょっと永続性が違うのではないかなというふうに考えています。
0:59:33	で、こちらについては、ちょっと状況をお伺いしてもよろしいでしょうか。
0:59:42	九州電力の井上です。仲野さんおっしゃる通り遮へいのコンクリート壁と、今回のこのシールの施工については扱いとして違うんじゃないかというご趣旨は理解できます。
0:59:55	ただしアニュラスについてもですねシール部と、貫通部でしたり通常人が一致する扉。
1:00:03	でしたりとそれらが機能していないと、負圧維持ができないようなものになります。
1:00:10	今回の緊対所については、逆に正圧化されるっていうことが、深津としての荣誉要求されるものになりますので、
1:00:21	そのあたりがですねシールのありなしにかかわらず、
1:00:26	きちんと保全をしていけば、保護カバーもしてですね、点検とかきちんとしていけば、遮へいと同様、同じ程度の考え方として整理できるのではないかという説明をこちらでしているものになります。以上です。
1:00:43	原子力規制庁の仲野です。ありがとうございます。私の方としまして、
1:00:48	そうですね。
1:00:50	41ページの文末に記載してある、そのシール部の部分にかかわらずその貫通部や扉がある人対象や、
1:00:57	大金賞と同様の考え方であるというところについては、否定するつもりはなくてですね。
1:01:05	今回のそのシール部について
1:01:09	LCOの設定を考える上では、
1:01:12	緊対所の遮へいをベースに説明いただくというよりかは、まずはその現在の貫通部だとか扉だとかっていうものが、今、どういうものがあって、
1:01:23	そういう、こういう構造をしているものが現在あるのでそれと比較して、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:01:29	今回のそのアジアの駅連絡通路のシール部っていうものも、LCOを設定する必要がないんだっていうような観点で説明していただいた方が、わかりやすいんじゃないかなというふうに考えています。
1:01:46	この点について伺いたい。すいません九州の井上です。一番下に書いてある通りシール部の有無にかかわらずということで、現状の貫通部でしたり扉、これらの材質保全の方法、
1:01:58	そういったものを踏まえてですね、シール部についてもこれらと同様なのでLCO設定は不要というような説明に、ちょっと記載を改めます。以上です。
1:02:13	はい。原子力規制庁中野です。承知しました。
1:02:20	規制庁西内です。ちょっと確認も含めてですけど、
1:02:28	あれですねこの保安規定基本方針で言ってるのはあくまでLCOを設定して運用管理する対象とはしないっていうのがこの遮へいの話で書かれていて、
1:02:39	もちろんしっかり保全管理は139ページかなとかでも説明していただいた通りしっかりやっていきますよと、それはマニュアルシールの、同じようなものの前例も含めてしっかりやっていきますよって話だとまず理解をしました。
1:02:53	その上で、あくまで勤怠遮へいと同様っていうところの説明として、
1:03:02	この考え方はって書いてるところで入っているような貫通部や扉と同じような扱いで、
1:03:09	今回の資料についても、
1:03:11	LCO設定をし、
1:03:13	練習を設定して運用管理する対象とはしないっていうそういう考えと理解をすればいいんですかね。
1:03:25	ちょっと何か違う部分がありますかね。すいません。
1:03:27	最近もちろん言ってくれた通りでして、
1:03:31	扉貫通部等と同じように保全をしっかりしてって、
1:03:36	今回のシールもLCOの設定対象としないというような説明ができればというふうに考えております。以上です。
1:03:44	規制庁西内です。何となく理解できた、理解できてきた気がしますそこら辺をちょっと綺麗にまとめて説明してくださいっていうことですかね。わかりました。
1:03:54	ありがとうございますさっき中野の方から0102の話で、0にいないん違うなんか関係ないんじゃないのみたいな確認もあったと思うので、今の部分の話も含めてちょっとこの部分は、最初から最後までちょっと言いたいことを綺麗にまとめてもらえればいいのかと思います。よろしくお願いします。
1:04:12	水木井上です。了解いたしました。
1:04:14	少々お待ちください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:48	衛藤規制庁ニシウチです。
1:05:50	そしたら、今日言った第回答いただいた、前回の確認事項については、
1:05:57	今日の時点ではこれくらいかなと思います。で、その他ちょっと多分いろいろ審査資料細かい部分直してもらってる部分もあるのでちょっとそこら辺の確認主にあれですねちょっと何か、
1:06:08	不整合が起きてないですかとかそこら辺の確認だけちょっとさせていただきたいんですけど。
1:06:15	吉住イノウエです。お願いいたします。
1:06:23	原子力規制庁の仲野です。そうしました今西内の方から話がありましたけれどもちょっと体裁的なところなんですけれども確認させていただきたいと思います。
1:06:33	まずですね補足説明資料 3、PDFだと 55 ページですかね、の、
1:06:40	補足説明書 54 ページのところなんですけれども、
1:06:45	ここの部分で他の部分は補足説明資料で、例えば記載の考え方とか、記載、社内規定文書の記載内容の変更概要だったりとかっていうのはいろいろ追記されているところを確認したんですけども、
1:06:59	このページの真ん中の部分ですかね。
1:07:05	換気設備のところでは空気浄化ファンであったりとか空気浄化フィルタユニットの部分に、
1:07:11	83 条に行って整理で記載の考え方を規定済みっていうふうになっているんですけども、こちらの部分って補足説明資料の 5 では先ほどの話もあった通り、
1:07:22	運用の変更等があったと思うんですけどもこちらの部分っていうのは、ですかね
1:07:28	保安規定だったりとか社内規定文書には関係しない箇所っていう理解でよろしいんですかね。
1:07:38	九州電力の井上です。
1:07:41	少々お待ちください。
1:08:24	九州電力の井上です。
1:08:27	長野さん言われた 54 ページの部分については、この設備を設置または保管するということで、そのものがついている古藤ですので規定上は変更ありません。
1:08:39	また先ほどご説明したように電動弁でしたり手動弁が追加になっているところで、手順に関する事項につきましては運転手順の
1:08:49	変更するというような表現に記載を変えているものでございます。以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:58	原子力規制庁の仲野です。今おっしゃっていた、
1:09:02	記載を変えている。
1:09:03	ていうのは、
1:09:05	すみません、どこの記載を変えてるっていう意味だったのか教えていただいていいですか。
1:09:10	水木イノウエ所長。
1:09:38	イヌイの上です右下 100 ページをお願いいたします。
1:09:46	こちらで非常用空気浄化設備の運転手順でしたり加圧設備の空気供給準備手順というのがありまして、こちらの非常事態対策基準渋滞対策要領。
1:10:00	これらの記載内容の概要にうん。手順の変更を行うということで記載を追記してございます。以上です。
1:10:09	原子力規制庁の中野です。今の説明ですと、100 ページのところについては手順に係る部分の記載であって、編、記載の変更があるけれども、
1:10:19	私の方が先ほど申し上げた 54 ページのところの規定なしになっているところは、実際に保管するっていうところの記載だけなので運用にはかかわらないので、
1:10:31	ここの部分については、規定なしっていうふうに規定済み、変更なしっていうふうに記載している儘田っていう理解でよろしいですか。
1:10:40	九州電力井上です。ご理解の通りで結構でございます。
1:10:43	はい、理解いたしました。
1:10:46	続けてなんですけれども、
1:10:50	補足説明資料 3-74 ページ 75 ページですね。
1:11:04	74 ページのところの下段のところからなんですけれども、
1:11:09	これは、
1:11:11	確か先日のヒアリングでもちょっと話したかもしれないんですが、原子、
1:11:18	ハタの欄において、建屋名称の変更を行うと、バックアップを含めた保有台数について二次文書に記載するっていうところがあるんですけども、社内規定文書のところではですね立て名称の変更を行うっていうところしか記載がありませんでしたので、こちらについては
1:11:36	運用上の変更等はないのかっていうのを確認させてください。
1:11:46	岸田三国の上で少々お待ちください。
1:12:41	九州部のイノウエですすみませんお待たせしましたバックアップを含めた保有台数についてということで、こちらの、まだ台数自体はちょっと変更になりませんので、保安規定上の記載の考え方からは、
1:12:53	削除したいと思いますIP75 ページも同様でございます以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:02	原子力規制庁ナカノですね今の説明をちょっと繰り返してしまうんですけども、
1:13:07	保有台数について、
1:13:09	では変更がないっていう古藤なんですよ。
1:13:14	白木井上ですその通りです。
1:13:17	承知いたしましたそうしたらそうですね。記載の考え方のところのバックアップを含めた云々かんぬんっていう記載は
1:13:24	現在は必要ないということで理解しました。
1:13:29	最後なんですけども、
1:13:32	こちらかなり体裁的なところなんです。
1:13:35	20、
1:13:38	資料の3の123ページですね。
1:13:50	こちらの最後、
1:13:52	このところの欄なんですけども先日のヒアリングで指摘させていただいたような、記載の高さの部分がちょっと違っているんですけども、
1:14:02	記載の考え方のところですね保安規定の記載の考え方と社内規定文書のところの基線高さが合っていないんですけど、こちら何か意図しているものがあるのかどうかっていうのをちょっと確認させていただいてもよろしいですか。
1:14:16	ヨシザキの井上です。123ページにつきまして社内規定文書のところがですね左側でいう設置許可のところの緑字のタカダにちょっとやっとならないといけないので、こちらのもうちょっと字下げして、
1:14:30	調整いたしますコガの修正漏れになってございます以上です。
1:14:34	承知いたしました。はい。
1:14:36	そうしたら資料の修正の方をお願いいたします。
1:14:40	体裁的な確認の方は以上になります。
1:14:47	規制庁西内ですけど。
1:14:50	はい。そもそちょっと審査資料上であんまりその実態上結局何が変わるのかっていう説明がされてなかったんで、こういう部分から割と確認を進めたので、こういうところも気づいてるんですけど、ちょっと、
1:15:02	そういう意味でいうと、ちょっと細かい部分で何かまだ実際の説明と合っていない部分、マッチしていない部分何かいろいろあるのかなと思うので、ちょっと1度審査資料全般的に九州電力の方でも見直して、
1:15:13	同じような部分はちゃんと水平展開で直していただくようにお願いします。
1:15:17	よろしいですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:20	吉住井上です。了解いたしました。はい。規制庁西内ですよろしくお願ひします。
1:15:26	今日のヒアリングこちらから確認したい事項以上ですので、
1:15:31	ホワイトボードですね、今日の各こちらからの確認事項と、
1:15:36	確認事項。
1:15:39	お互いに共通認識持つてゐるかどうかの確認だけ最後させていただきたいんですけど、どうしましょうか口頭で読み上げていただく感じにしますか。
1:15:48	また何か図をよかつたと思うんです。はい。
1:15:52	共有してご説明しようと思ひますが、
1:15:54	少々お待ちいただひてよろしいですか今入力してござひます。
1:15:58	はい、そうでしょう。こちらで確認できたらお声掛けSIMMERす。
1:16:11	石津井上です。今から画面補強いたします。
1:16:25	九州電力の井上です。画面を共有しておひますが、
1:16:29	見えてますでしょうか。
1:16:31	規制庁西内です確認できてます。1個ずつ、ちよつと読み上げてもらつてもよろしいですか。
1:16:37	はい。それではナンバー5から読み上げます広木井上です。資料タイトル補足説明資料6、151ページについてですが、
1:16:46	設備面の各様ない、確認内容について遮へいバウンダリを含めてどのように機能を行移するの、設工認審査時の資料参考に追加す追記する。
1:16:56	必要であれば桂委員の延長も含めて説明することになっておひます。いかがでしょうか。
1:17:07	衛藤委員一通り最後まで読み上げてもらつて最後にまとめてやりたいと思ひますが、1回、最後まで流してもらつてもよろしいですか。
1:17:17	訂正分イノウエです。了解しました。では続けますナンバー6ですが、概要説明資料と補足説明資料5、S、A電動弁の操作等を追加するということであれば、概要説明図を、
1:17:28	補足説明資料及び概要説明資料へ追加すること。
1:17:32	また換気空調系の設備である空調設備や電動弁、ダンパ加圧SEの手動弁も含みますが、の概略系統図、施設購入者資料を参照して、
1:17:42	補足説明資料へ追加すること。
1:17:46	ナンバー7、概要説明資料の23ページになりますけども、本申請において保安規定上はペア名称の変更のみであるが、手順の変更、手順が変わるものがあれば、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:56	どのように手順が変更となるか例示することということで換気空調系を参考にしたいと思っております。
1:18:03	続いてナンバー8 になります補足説明資料 4、141 ページについてですが、緊対所のシール部のLCO設定について①の記載を主に、
1:18:15	列車セット不要であることを説明する際に検討することで、また現在の緊対所の関数や気密扉がどのようなものがあるってシールについても同様の考えであることからLCOを設定しないことを、
1:18:27	説明することとしております。
1:18:30	続いてナンバー9 補足説明資料 3 になりますが、保安規定上の規定の考え方のバックアップを含めたということの記載について本申請において台数の変更がないのであれば、
1:18:40	記載を削除すること。
1:18:43	No.10 こちら資料全般についてですが、実態と記載していることが、そごが出ないように資料の整合をもう一度確認することということで、
1:18:53	6 項目、挙げてございます以上です。
1:19:00	はい。規制庁西内です。少々お待ちください。
1:19:40	規制庁西内です。ちょっと1 個ずつですけど、
1:19:44	図は、
1:19:49	No。
1:19:54	No.5、No.5 からですけど、
1:19:59	移行手順勤怠の移行手順については、例示として遮へいバウンダリーとかあと加圧ラインの延長も含めて、どういう手順で説明移行していくんですかって話は
1:20:11	してくださいって話はしたんですけど、あくまで趣旨としては、そういったものも含めて、ワンパッケージとして、要は、
1:20:20	結局すべての要素をちゃんと含めて説明してくださいねっていう話だと思っているので、これ以外にも、ちょっと今の記載だと、あと例えば許可時とか工認時とかに説明していたけどちょっと不足しているなどが、
1:20:33	そういう観点があれば適時それは追加をしてしっかり説明をし切るような説明構成でお願いをしたいと思います。この二つだけでなく、まず九州電力として必要な説明を、
1:20:46	の説明しきるという観点で追加を必要であればしていただければと思います。ていうのがまず一つ目ですね。この二つに限った話じゃないですよっていうことは
1:20:57	お伝えをしたいというところです。よろしいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:01	エチゼンフクイの上で了解いたしました。
1:21:03	はい。衛藤二つ目の生ロックの方ですけど、
1:21:10	これわあ、そうですねこれは宗今で大丈夫かな。で、
1:21:16	No.7 の概要説明資料で、
1:21:19	のところですけど、
1:21:22	保安規定上はまた名称の変更のみであるが手順が変わるものがあればどのように変更となるか例示することっていう部分なんですけど、生ログと関連したかもしれないんですけど、これ結局概要説明書をどう直す。
1:21:35	理解をしてるんですけど。
1:21:47	九州電力、佐田です。こちらに関しては、まず、運用が変更になるものっていうのを、設工認の審査会合資料でも、
1:21:59	ご提示してる、今回の 149 ページですね。
1:22:02	こちらで示してある図を使って、
1:22:05	例えば、エリアモニターが設置位置追加になりますよねとかいうものをまず運用が変更するものを、
1:22:14	明示します。で、その中で換気空調系のダンパっていうのがあって、それは補足説明資料で、
1:22:22	どうもついでにポンチ絵を追加することとして、電動弁の操作が
1:22:27	発生しますよねということを書いた上で、保安規定にはどうなりますかっていうのを、今回発電機車を例示で載せておりましたが、ここを換気空調系に変えて、
1:22:40	保安規定においては建屋の名称の変更だけなんですよというような構成にしたいと考えておりますが、ご認識いかがでしょうか。規制庁西内です。今の話を聞けば何となく合ってるのかなっていう気はしました。
1:22:54	手順が変わるものがあればというよりは、まずもって、
1:23:01	休憩所等、連絡ツールを接続することによってですね、まずどんな設備が追加になるのか、その上で保安規定上の運用保安規定というか運用面でどういう変更になるのかっていう、まずその変更する内容を、
1:23:15	他設備面も含めて多分そこから説明してもらわないと、多分誰も理解ができない。
1:23:20	という部分で概要説明としてちょっとそのパーツが足りないんじゃないかっていうような確認だったと思うので、そこら辺の趣旨を今の説明内容で包含はされていると思うんですけど、ちょっと意識してもらえればいいのかと思いますので、
1:23:34	あともう一つあるのは、例えばですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:37	今まさに手順、
1:23:40	居住性の部分の手順の話で例示をちょっと変えますって話はちょっとあったんですけど、
1:23:45	それって多分な。今の現行のパワポの右肩 4 ページ目。
1:23:50	5 ページ目 6 ページ目の部分で例示で挙げてる部分もこれ同じ話だと思っていて、
1:23:56	今回結局本当に名称変更だけなんですっていう部分を例示で説明するのがいいのかなどうか。
1:24:01	何か実態上は変わるんだけど、ただ保安規定上はこういう陸風こういう規定になってるから名称変更だけだっという説明に全部統一してもらった方が、説明としては、
1:24:11	綺麗なのかなっていう気はしますけど、そこら辺のその説明の仕方も含めてちょっと一度全体見直してもらえればいいのかと思いますけど、よろしいですか。
1:24:22	はい。92 クリンウエス大庭いたしましても、87 条についてはちょっとここしかありませんので、その以外、飯尾、
1:24:29	適切なものに検討いたします。以上です。
1:24:34	はい。よろしくお願ひしますで 87 条とかにおいても、結局名称変更だけだっという説明だけだと何も説明になってないと思うので、それはしっかり今審査資料とかでも、実態上こうなってますって説明してもらってると思うのでその情報を概要パフォの方にも反映をしてもらえればいいのかと思いますよろしくお願ひします
1:24:54	ね。
1:24:56	次のシールの部分については、多分こういう趣旨でいろいろ確認をしたと思うんですけど、これあくまで、こういうふうを検討してねこういうふうの説明してねって言ったつもりはまずこちら毛頭なくてですね。
1:25:10	そちらの説明を聞いていると、こういうことかなと理解をしたんですけど、であればそれがわかるように書いてねっていうニュアンスだけですので、
1:25:20	こういうふうに、まず検討しろこういうふうの説明しろって申したつもりはまずないということだけちょっと明確に趣旨はお伝えをしたいと思います。
1:25:28	ご理解はいただけてますよね。
1:25:31	石崎井上です。了解いたしました。
1:25:35	はい。ちょっと念のため、それは趣旨的なところで申し上げておくものと。で、あくまで、その二つ目に書いてもらってる、結局説明の中、幹になる部分としては勤怠の貫通部と垣見側の扱ってというものと同じってところがある何か説明の域内を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:25:52	に、今日の説明を聞いたところは理解をしたので、それがわかるようにちゃんと説明をしてもらえればいいのかなどというだけかなと思いますよろしくお願いします。
1:26:01	最後の二つはそうですね体裁的な部分も含めてちゃんと全体を見直してくださいということで、
1:26:07	ほかに規制庁側から何かありますか。よろしいですか。
1:26:11	はい。九州電力側から何か今私が伝えたことも含めて何かありますか。
1:26:20	岸イヌイ井上です。5社から特段ございません。
1:26:23	よろしくお願いします。最後にちょっとスケジュール感ですけども、衛藤。
1:26:31	今日の確認を踏まえてちょっと概要説明資料と審査資料の修正があると思いますけど、
1:26:39	いつ五郎出しすいただくイメージでしょうかね。
1:26:45	ちょっとよければなんですけど、
1:26:49	概要説明資料の修正等他の審査資料の修正を多分両方が並行されるか優先されるかわからないですけど、
1:26:56	よければ概要説明書の方だけでも、
1:26:59	先にちょっと作ってもらってですね。
1:27:02	そちらからちょっと、できたものから順々に出してもらいたい形でちょっと優先度をつけて対応いただければなと思うんですけど。
1:27:10	そういう意味で、審査会合に向けてっていうところもありますので、概要説明資料の方についてはよければ今週中ぐらいをめどにいただければなと思うんですけどいかがでしょうか。
1:27:24	ヒアリングについては必要があれば一週、また、
1:27:27	ちょっと事実確認をさせていただくという形でちょっと考えてますけど、
1:27:34	九州電力の井上です。概要説明資料を優先的に作業しまして今週末5月21日、めどに資料提出したいと考えております。以上です。
1:27:44	はい。よろしくお願いします。いただいたものを踏まえてヒアリングやるかどうかは、また東京支社として事務的に調整をさせていただければと思います。よろしくお願いします。
1:27:56	スケジュール感を含めて規制庁側関調査官よろしいですか何かありますか。
1:28:04	すいません規制庁の関です。
1:28:07	審査会合前としては今後、次の修正が最後だと思いますんで修正の方お願いしますそれで、ちょっと腑ニシウチからも、
1:28:17	お話の中であったと思うんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:23	ちょっと資料等々見ていると、記載事項の変更がちょっと主に語られてるのが私も気になっていて、
1:28:30	確かに行政処分的には、行政処分としては確かに記載が変更しますというところで、
1:28:38	行政上の主務は最後するんですけれども、私たち確認したいのは、やはり九州電力の保安活動がまずどう変わるのか。
1:28:51	チラっていうのをきちんと把握をして、
1:28:54	設備がこう変わるんでこういうふうになるんだからないんだっていうのはやっぱり私たちとしてはしっかりと押さえたいと思ってます。その上で、
1:29:03	書面として落としたときに、
1:29:06	こうなるんだよねっていうところで、最後共感が持てるというところを目指していますので、
1:29:14	概要資料のちょっと説明、
1:29:17	のところはそういう趣旨で、きちんとそこが見えるようにしていただきたいというのが、事実確認の中で私がお願いしたいことでございます。よろしくお願ひします私からは以上です。
1:29:34	日比野イノウエです。清さんおっしゃることご理解しましたので概要説明資料に、どのように活動保安活動が変わっていくのか、運用が変わっていくのか、その辺がわかりやすいように資料を修正して参ります。
1:29:47	以上です。
1:29:50	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。スケジュール等あと確認、サブ技術ヒアリングの内容含めて、全体通して何か九州電力の方から確認等ありますでしょうか。
1:30:08	CNOイノウエです。こちらから特段ございません。
1:30:11	はい。規制庁西内です。承知しました。それでは今日のヒアリングはここまでにしたいと思います。ありがとうございました。
1:30:19	ありがとうございました。ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。